

## 第22期第22回高知海区漁業調整委員会議事録

- 1 開催日時 令和5年6月12日(月) 14時00分から15時5分まで
- 2 開催場所 高知市本町五丁目1番20号 高知共済会館 3階 桜
- 3 出席委員 木下清、浦尻和伸、小笠原利幸、問可柁善、畠中悠、石田実  
蔭山純由、川竹佳子、中澤芳江(計9名)  
欠席委員 澳本健也、前田嘉広、益本俊郎  
署名委員 浦尻和伸、川竹佳子  
県出席者 水産振興部 松村部長、西山副部長  
漁業管理課 浜渦課長  
事務局 飯田事務局長、木村次長、山本主査、坂本主事
- 4 審議事項  
第1号議案 令和5管理年度における漁獲可能量(くろまぐろ)の変更について  
第2号議案 令和5管理年度における漁獲可能量(まさば及びごまさば)の設定について  
第3号議案 制限措置の一部変更について(小型定置網漁業)  
第4号議案 太平洋広域漁業調整委員会委員の選出について  
報告事項  
定置漁業の保護区域に関する委員会指示について
- 5 議事内容

飯田事務局長

それでは、定刻となりましたので、ただ今より第22回高知海区漁業調整委員会を開催いたします。

会議に先立ちまして、ご報告をひとつさせていただきます。全国海区漁業調整委員会連合会会長からの感謝状と記念品が、木下会長、問可委員、益本委員、また、辞任されました前田浩志氏に贈られました。

この表彰は、10年以上委員としての職責を全うし、その功績が顕著であると認められた方に授与されるものでございます。

木下会長、問可委員おかれましては、委員に就任して以来、本県の漁業調整に係る諸問題の解決などにご尽力をいただきました。また、本日欠席となっておりますが、益本委員におかれましては、学識経験者の視点から、貴重なご意見、ご指摘をいただいております。表彰を受けられた皆様には引き続き、海区漁業調整委員としまして本県漁業の発展にご協力いただくようお願いいたします。

次にお手元にお配りしておりますが、報告事項の「定置漁業の保護区域に関する委員会指示について」の追加資料としてお配りしているもので、よろしく申し上げます。また、全国漁業調整委員会の会報をお配りしています。

それでは、本日の会議ですが、委員定数 15 名の内、出席委員は 9 名で、高知海区漁業調整委員会会議規則第 4 条により会が成立していることをご報告いたします。では、会長、お願いいたします。

木下会長

皆さん、こんにちは。委員の皆様方には、お忙しいところ、ご出席いただきましてありがとうございます。それでは、はじめに水産振興部長から、ごあいさつをお願いします。

松村部長

みなさん、こんにちは。水産振興部長の松村でございます。第 22 回高知海区漁業調整委員会の開催にあたりまして、ごあいさつを申し上げます。

皆様方におかれましては、ご多用のところ、また、天候の悪い中、本日の会議にご参加いただきまして、誠にありがとうございます。

一週間前の大雨では水産の方でも県西部中心に養殖魚がへい死する、あるいは漁港の中に塵芥が流入するといった被害がでております。県としましては、速やかな復旧に取り組んで必要な対応をとってまいりたいと考えています。

さて、先ほど事務局から紹介がありましたように、木下会長、間可委員、益本委員におかれましては、10 年間以上、委員として職責を全うし、その功績が顕著であると認められ、全国漁業調整委員会会長から感謝状と記念品が贈られております。それぞれの委員におかれましては、委員会において適切かつ貴重なご意見を賜り、漁業調整に係る諸問題の解決にご尽力いただくなど、本県漁業の発展に大きく貢献していただいたことに、心より感謝申し上げます。引き続き、本県漁業の発展にお力添え賜りますようお願いを申し上げます。

さて、本日は、議案が 4 件と報告事項 1 件となっています。

第 1 号議案の「令和 5 管理年度における漁獲可能量（くろまぐろ）の変更について」は、昨年度の漁獲実績を踏まえて、国から追加配分がございましたので、その数量を漁獲可能量に反映させるため、お諮りするものでございます。

第 2 号議案の「令和 5 管理年度における漁獲可能量（まさば及びごまさば）の設定について」は、まさば及びごまさばの管理年度は、毎年 7 月 1 日から翌年 6 月 30 日までとなっており、今回は令和 5 管理年度における漁獲可能量についてお諮りするものでございます。

第 3 号議案「制限措置の一部変更について（小型定置網漁業）」は、須崎市浦ノ内湾の小型定置網の許可の更新にあたり、許可すべき数の公示を行うため、制限措置の変更をお諮りするものでございます。

第 4 号議案「太平洋広域漁業調整委員会委員の選出について」は、高知

海区からは太平洋広域漁業調整委員会の委員といたしまして、前田浩志氏が選出されておりましたが、前田氏が高知海区漁業調整委員会の委員を先日辞任されましたので、後任の委員を選出していただくものです。

また、報告事項の「定置漁業の保護区域に関する委員会指示について」は、9月1日の免許の一斉更新と併せて発動する定置漁業の保護区域に関する委員会指示の内容について、定置漁業者と遊漁者とのトラブルの軽減を図るために、従前の内容の見直しを図ろうとするもので、事前に事務局案をご説明させていただき、ご意見を伺うものでございます。

以上につきまして、適切なお意見、ご答申を賜りますようお願い申し上げます。ごあいさつとさせていただきます。本日は、どうぞ、よろしくお祈りをいたします。

#### 木下会長

ありがとうございました。それでは、本日の欠席委員の報告をいたします。本日の欠席委員は、澳本委員、前田委員、益本委員です。

続きまして、議事録署名委員についてですが、本日の議事録署名委員は、浦尻委員と、川竹委員にお願いします。

それでは議題に入ります。

第1号議案、「令和5管理年度における漁獲可能量（くろまぐろ）の変更について」を議題といたします。

事務局からの説明を求めます。

#### 山本主査

それでは、第1号議案 令和5管理年度における漁獲可能量（くろまぐろ）の変更についてご説明いたします。資料1の1ページをお願いします。諮問文を朗読します。

5高漁管第242号。高知海区漁業調整委員会様。漁業法第16条第5項の規定に基づき、別紙案のとおり知事管理漁獲可能量を変更したいので、同条第2項の規定により諮問します。令和5年6月6日。高知県知事 濱田省司。

ここからは座って説明させていただきます。

今回は、令和5年3月20日に開催されました第22期第19回高知海区漁業調整委員会において決めました令和5管理年度の知事管理漁獲可能量について、国からの通知に基づき変更するものです。

それでは、資料4ページと5ページをお願いします。今回は、国からの追加配分があったことから数量を変更するもので、資料4ページのとおり4月27日付けで国からの通知がありましたが、これに誤りがあったとのことで、資料5ページの5月19日付けの通知に記載されている数量に変更されております。まず、小型魚の漁獲可能量については、資料4ページの変更前に記載のとおり当初配分の75.5トンから、資料5ページの変更

後に記載のとおり 92.8 トンに変更となり、17.3 トンの追加配分がありました。また、大型魚の漁獲可能量については 16.7 トンから 20.0 トンに変更となり、3.3 トンの追加配分がありました。

続いて、資料 9 ページと 10 ページをお願いいたします。資料 9 ページと 10 ページには、先ほどご説明しました追加配分の内訳を示しております。資料 9 ページが小型魚、10 ページが大型魚の内訳となっております。

それでは、資料 9 ページの小型魚から説明します。まず、資料の左側の表中 3 列目の「繰越数量」をご覧ください。本県には、この表にありますとおり、繰り越し数量として 3.5 トンが割り当てられています。

この繰越数量とは、高知県における前年度の漁獲可能量に余りがあった場合、そのうち当初配分の 10% までを翌年に繰り越すことができるというもので、繰越上限を超える数量については、国の留保に繰り入れることとなっております。

本県の場合、令和 4 管理年度の漁獲可能量 93.5 トンに対し、実際の漁獲量が 90.0 トンでしたので、余りは 3.5 トンとなり、令和 4 管理年度の当初配分 75.5 トンの 10% である 7.5 トンが繰越上限のため、余った 3.5 トン全てが本年度に繰り越されています。

続いて、資料の左側の表中 4 列目から 9 列目の「繰り越しに伴う追加配分等」をご覧ください。

この繰り越しに伴う追加配分の原因は国の留保の未利用分であり、このうち、およそ半分の 208.5 トンが R4 当初ベース比率配分に、残りのおよそ半分が譲渡メリット及び消化率メリット等に充てられています。これら国からの追加配分のうち、本県には、R4 当初ベース比率配分として 7.0 トン、消化率メリットとして 6.8 トンが配分されています。

R4 当初ベース比率配分は、資料の右側の表中 2 列目の R4 当初配分ベースについて、全国に占める各都道府県の割合を計算し、この割合に配分原資である 208.5 トンを乗じたものです。

続いて「消化率メリット」とは、前年度の漁獲可能量の消化率が 80% 以上の都道府県に均等に配分されるもので、本県の令和 4 管理年度の消化率は 96.3% と 80% を超えておりましたので、他の都道府県と同様に 6.8 トンが配分されています。

よって、小型魚については、今回の変更により、前年度からの繰越数量 3.5 トン、国からの追加配分 13.8 トンの合計 17.3 トンが増加しています。続いて、資料 10 ページをお願いします。こちらは大型魚について示しております。

まず、資料左側の表中 3 列目の繰越数量をご覧ください。本県の場合、令和 4 管理年度の漁獲可能量 22.2 トンに対し、実際の漁獲量が 20.6 トンで

したので、余りは1.6トンとなり、令和4管理年度の当初配分16.7トンの10%である1.6トンが繰越上限のため、余った1.6トン全てが本年度に繰り越されています。

続いて、資料の左側の表中4列目から8列目の「追加配分合計」をご覧ください。

この追加配分の原因は国の留保の未利用分であり、これが、資料左側の表中4列目の「2015～2021の最大実績の55%まで配分」、5列目の「2015～2021の最大実績の最大実績シェアで配分」、6列目の「譲渡メリット」、7列目の「消化率メリット」にそれぞれ配分されており、その合計は130.1トンです。これらの追加配分のうち、本県に配分されたのは、資料左側の表中5列目の「2015～2021の最大実績の最大実績シェアで配分」0.5トンと、7列目の「消化率メリット」1.2トンです。

まず、「2015～2021の最大実績の最大実績シェアで配分」とは、各都道府県における2015年～2021年の最大実績について、その合計から各都道府県の割合を計算し、この割合に配分原資である43.4トンに乗じたものです。

続いて「消化率メリット」については、先ほどもご説明しましたとおり、前年度の漁獲可能量の消化率が80%以上の都道府県に対して均等に配分されるものです。本県の令和4管理年度の消化率は92.8%と80%を超えておりましたので、他の都道府県と同様に1.2トンが配分されています。

それでは、資料6ページをお願いします。資料6ページは、高知県資源管理方針の一部抜粋で、クロマグロの漁獲可能量に追加配分があった場合の配分基準について示しております。資料の表は、管理区別の配分割合を示しており、上が小型魚、下が大型魚になっております。今年度から管理期間が月別から四半期別となり、かつ、漁船漁業と定置漁業を区別して管理しております。今回は、国から追加で配分された数量を、当該方針に基づき、すべての管理区分に配分しております。

続いて、資料7ページと8ページをお願いいたします。資料7ページと8ページには、国からの追加配分を先ほどの資源管理方針に基づいて配分するための計算に用いた表で、資料7ページが小型魚、8ページが大型魚となっております。

資料7ページをご覧ください。小型魚の漁船漁業において、4月から6月の当初配分である4.8トンの漁獲可能量に対して8.6トンの漁獲があったため、5月3日から6月30日までの間、採捕停止命令を発令しております。今回の追加配分を資源管理方針に基づいて配分した結果、4.8トンから6.0トンまで増加しておりますが、実際の漁獲量がこれを超えているため、右端の告示案に記載のとおり8.6トンで告示し採捕停止命令は継続します。実際の漁獲量で告示をする理由は、翌管理期間である7月から

9月に漁獲可能量を超過した数量を差し引いた漁獲可能量とするため、各管理期間の合計を追加配分後の85.3トンと一致させるためです。

資料3ページに戻っていただいて、新旧対照表をご覧ください。左側が新案、右側が旧となっており、先ほどの資料7ページ、8ページで計算した追加配分後の数量を左側の新案へ記載しております。

小型魚については、2くろまぐろに記載のとおり、68.0トンから85.3トンに、大型魚については中段に行きまして、3くろまぐろに記載のとおり、15.1トンから18.4トンに変更となっております。

なお、国からの通知文にある数量については留保分を含む数量であるため、こちらの知事管理漁獲可能量とは異なっております。

ただいまの変更点の告示については、資料2ページの告示案のとおりです。以上で事務局からの説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願ひします。

ただ今の事務局説明について、ご意見、ご質問はございませんか。

木下会長

増えたことについてはありがたく思っていますが、クロマグロ資源については大分前から資源管理をしてきた経過があるんですが、世界的にクロマグロの資源はどうなっているか。増えてきているのではないかと。

浦尻委員

先日、水産庁のWC P F Cに向けた説明会がございました。その中でもマグロ資源はかなり増えてきている状況にあるとの説明がございました。しかしながら、現在の目標が2024年に歴史的中間値という目標にございますので、その資源の状況が一定確定しまして、どういった形で漁獲量の上限を上げていくかという議論がなされて、改定されるのが2026年頃になるのではないかと説明がございました。

浜渦課長

これまでの小型魚の未利用分を大型魚に換算して、漁獲量の上限を上げていくといった運用の見直しは一定されていますので、少しでも漁獲量が確保されるよう、国への働きかけは行ってまいりたいと考えています。

あと、メバチも規制があるのではないかと。

浦尻委員

メバチについて情報は特にはないです。

浜渦課長

他にございませんか。

木下会長

他にご意見もないようでございますので、お諮りいたします。

木下会長

第1号議案、「令和5管理年度における漁獲可能量（くろまぐろ）の変

更について」は、原案のとおり変更することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」との発言あり)

木下会長

ご異議ないようですので、第1号議案は、原案が適当であると、答申いたします。

続きまして、第2号議案、「令和5管理年度における漁獲可能量(まさば及びごまさば)の設定について」を議題といたします。

事務局からの説明を求めます。

山本主査

それでは、第2号議案 令和5管理年度における漁獲可能量(まさば及びごまさば)の設定についてご説明いたします。資料2の1ページをお願いします。

はじめに、諮問文を朗読します。5高漁管第241号。高知海区漁業調整委員会様。漁業法第16条第1項の規定に基づき、まさば及びごまさば太平洋系群に関する令和5管理年度における数量について定めるため、同条第2項の規定により諮問します。令和5年6月6日。高知県知事濱田省司。

ここからは、座って説明させていただきます。まさば及びごまさばにおいては資源の維持、回復を図ることを目的に、TAC制度による漁獲管理がされています。今回は、7月から始まる令和5管理年度における漁獲可能量を、国からの通知に基づき設定するものです。

資料の3ページをお願いいたします。資料3ページにありますとおり、令和5管理年度に、本県に割り当てられた漁獲可能量は現行水準ですので、まさば及びごまさば太平洋系群については、現行水準以上に漁獲量を増加させないように管理をする必要があります。なお、本資料の表中3列目にあります「基本シェア」とは、平成29年から令和元年までの農林水産統計のデータもしくはTAC報告データを用いて、全国の漁獲実績に対する各都道府県の比率を年ごとに算出し、その3カ年平均をとったものです。

また、同表4列目の現行水準の場合の目安数量は、令和5管理年度のまさば及びごまさば太平洋系群の漁獲可能量に、本県の基本シェアである1.26%を乗じたものです。ただし、これはあくまで目安数量であり、これを超えたからといって採捕停止命令が発動される、直ちに罰せられるというものではなく、大幅に超えるような場合には指導を行うとされています。

ただいまの漁獲可能量の設定に係る告示については、資料2ページ目の告示案のとおりです。以上のように、今回ご審議いただくのは、「まさば及びごまさば太平洋系群」について、農林水産大臣から通知のありました

とおりの漁獲可能量を定めるものです。なお、その公表手段は、高知県公報へ漁獲可能量を告示することとします。

以上で事務局からの説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願ひします。

木下会長

ただ今、事務局から説明がありましたが、ご意見、ご質問はございませんか。ございませんか。

(「なし」との発言あり)

木下会長

ご意見もないようでございますので、お諮りいたします。

第2号議案、「令和5管理年度における漁獲可能量(まさば及びごまさば)の設定について」は、原案のとおり、ご異議ございませんか。

(「異議なし」との発言あり)

木下会長

ご異議ないようですので、第2号議案は、原案が適当であると、答申いたします。

続きまして、第3号議案、「制限措置の一部変更について(小型定置網漁業)」を議題といたします。

事務局からの説明を求めます。

坂本主事

第3号議案 制限措置の一部変更について説明いたします。資料3の1ページ目をお願いします。

まず諮問文を朗読いたします。5高漁管第233号。高知海区漁業調整委員会様。高知県漁業調整規則第4条第1項第15号に掲げる小型定置網漁業について、制限措置を一部変更したいので、同規則第11条第3項の規定により諮問します。令和5年6月5日。高知県知事濱田省司。

ここからは、座って説明させていただきます。資料の構成について説明します。1ページ目が諮問文、2ページ目が小型定置網漁業の制限措置についての告示案、3ページ目が制限措置の新旧対照表、4ページ目が操業区域の概略図となっております。

それでは、制限措置の変更理由について説明いたします。今回お諮りする小型定置網漁業は、今月に許可の更新時期を迎えます。そのため、本議案は、現在制限措置として公示している「許可又は起業の認可をすべき船舶等の数」を「漁業の許可又は起業の認可方針」で定める数に変更することについてご審議いただくものです。

3ページ目の制限措置新旧対照表をお願いします。今回、変更しますの

は、表中の「許可又は起業の認可をすべき船舶等の数」でございます。

まず、右側の旧制限措置をご覧ください。13 小型定置網漁業の操業区域 4 における「許可又は起業の認可をすべき船舶等の数」は 4 となっております。これを資料の左側の新案のとおり、13 に変更いたします。

なお、ただいま説明しました変更点については、資料 2 ページの告示案のとおり告示を行います。

最後に資料 4 ページ目の小型定置網漁業区域概略図をご覧ください。

操業区域 4 は、浦ノ内湾における A～M の区域を示しております。

以上で事務局からの説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

木下会長

ただ今、事務局から説明がありましたが、ご意見、ご質問はございませんか。

ご意見もないようでございますので、お諮りいたします。

第 3 号議案、「制限措置の一部変更について（小型定置網漁業）」は、原案のとおり、ご異議ございませんか。

（「異議なし」との発言あり）

木下会長

ご異議ないようですので、第 3 号議案は、原案が適当であると、答申いたします。

続きまして、第 4 号議案、「太平洋広域漁業調整委員会委員の選出について」を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

木村チーフ

それでは、資料 4 をお手元にご用意お願いいたします。資料の 2 ページをご覧ください。広域漁業調整委員会がどういったものなのか、水産庁のホームページから抜粋した資料でご説明いたします。一番上の「委員会の設置について」にありますように、広域漁業調整委員会は、都道府県の区域を越えて広域的に分布回遊し、大臣管理漁業と複数の知事管理漁業にまたがる資源の管理に係る調整を行うため、漁業法に基づき平成 13 年に常設機関として設置されております。

この委員会は、太平洋広域、瀬戸内海広域、そして日本海・九州西広域の 3 つの委員会がございます。高知県は、太平洋広域漁業調整委員会に属し、その中でも南部会に属しております。委員会の機能につきましては、複数の都道府県にまたがる水産資源の管理に関することについての協議、調整ということで、具体的には資源回復計画作成に係る審議や、委員会指示の発動などがあります。

本県の水産業に関連の深い案件としましては、キンメダイなどの資源管

理、クロマグロにおける沿岸漁業の承認制の委員会指示といった案件が審議されています。次に、委員の構成ですが、太平洋広域漁業調整委員会は、北海道から宮崎県までの各海区漁業調整委員会の代表者 18 名に、農林水産大臣が選任する沖合漁業の代表者 7 名と、学識経験者 3 名を加えた合計 28 名で構成されます。

1 ページをお願いします。現在の太平洋広域漁業調整委員会委員について、高知海区からは、前会長の前田委員になっていただきましたが、5 月 9 日に辞任となりましたので、改めて本委員会から互選により選出いただくものです。委員の任期は通常 4 年間ですが、これから選出していただく委員の任期につきましては、欠員を補う補欠の委員となりますので、令和 7 年 9 月 30 日までが任期となります。以上で説明を終わりますので、委員の選出について、ご審議をお願いします。

それでは、選出に移りたいと思います。ご意見はございませんか。

木下会長

高知県の代表ですので、会長に行ってもらって、がんばってもらいたいと思います。

浦尻委員

その他、ご意見はございませんか。

木下会長

(「異議なし」との発言あり)

私を太平洋広域漁業調整委員会の委員にということでご意見がありました。ご異議ありませんか。

木下会長

(「異議なし」との発言あり)

それでは、私を太平洋広域漁業調整委員会の委員に選出することといたします。太平洋広域漁業調整委員会の委員に選出にあたりまして、本県を代表しまして、できるだけ努力していきたいと思いますので、皆様のご協力を、よろしくお願いいたします。

木下会長

議案は以上ですが、次に報告事項に移ります。

「定置漁業の保護区域に関する委員会指示について」、事務局の説明を求めます。

それでは、資料 5 をお手元をお願いします。

木村チーフ

定置網の保護区域に関する海区漁業調整委員会指示につきましては、これまで、定置網漁業の免許にあわせて、保護区域の設定の申請があった定

置網漁場に関して指示を発動しております。目的としましては、定置網漁業を操業するにあたり、支障を生じさせないための手だてとして、漁場区域及びその周辺を保護区として設定し、魚道を遮断し、また魚群を散逸させるような行為を禁止するものでございます。

今回、報告させていただきますのは、これまでの指示内容から変更を加えるために、委員の皆様はその経緯や指示案などを事前に説明し、ご意見をいただくものでございます。

資料1ページをお願いします。1の経緯ですが、令和4年5月に県と定置網漁業者との意見交換会があり、その中で、定置網の周辺での遊漁行為などに迷惑しており、そうした操業に支障をきたす行為を止めることはできないかといった意見が数多くありました。こうしたことを受け、県では、どうした対応が可能であるか検討するため、国の見解や他県の対応状況、また、県内定置網漁業者への被害等の聞き取り調査を実施しました。

次に、2ページをお願いします。2ページ3ページが定置網漁業者20業者を対象に保護区域でのトラブルについて聞き取りを行った結果となります。簡単に概略を説明しますと、まず、遊漁者が定置網のロープに係留し釣りをする行為を行っている事例が数多く見られました。近年大きなトラブルには発展していないものが大半である一方、定置網の漁具を利用してカゴを設置したりすることで、実際に定置網に被害をおよぼしている事例や、定置網付近での遊漁行為を注意してもそのときはやめるが、漁業者がいなくなると再び遊漁行為を行うといったもの、釣り針、漁具が網にからまっているといったことなど、定置網の操業に支障をきたす行為が散見している状況でございます。

次に4ページをお願いします。国に相談しましたところ、他県の委員会指示を参考にしてはどうかとの助言がありましたので、他県の委員会指示を取りまとめております。線を引いているところが、本県と比べて厳しい制限をかけているところとなります。まず、北海道では、保護区域内での水産動植物の採捕を禁止しています。また、同様に、三重県におきましても、保護区域内で遊漁と集魚等を利用した漁業を禁止しています。こうした規制に関してまして、保護区域というものは、広いところで定置網から前面に1.8キロメートル、後面に1キロメートルにも及ぶ範囲となっており、この範囲の水産動植物の採捕や遊漁行為を全て禁止するといったことは、遊漁者やその他の漁業を行っている漁業者の理解を得ることは困難と考えております。また、水産庁の通知においても、遊漁を含めて水産動植物の採捕規制を行う場合には、遊漁と漁業の実態を踏まえ、それぞれの規制のバランスを考慮することの通知がありますので、こういった規制は現在、難しいかと考えています。

一方、山形県におきましては、「かき網、身網、ロープ、浮き玉その他

の第二種共同漁業権（小型定置漁業）に用いる漁具を利用して船を固定するなど、漁具に接触する行為をしてはならない。」という制限になっていまして、他人の漁具を使わない、触れないといったことは一般常識であるため、これであれば遊漁者、漁業者の理解は得られること、また、規制の内容がわかりやすいことで、この規制内容で大半のトラブルの解決が見込まれると考えております。

資料1ページにお戻りください。3が現時点の変更案になります。保護区域内及び当該免許漁業に係る免許区域内では次の行為をしてはならないとし下線を引いた部分が追加する内容になります。

「かき網、身網、ロープ、浮き玉その他の定置漁業を営むために敷設している漁具を利用して船を固定するなど、漁具に接触する行為をしてはならない」としています。要するに定置の網をとって船を横付けした遊漁行為などを禁止するものです。

この案につきましては、6月9日に開催されました高知県定置漁業協同組合の総会のあとに、その組合員の定置漁業者の皆様、先ほどの調査内容と他県の委員会指示について県から説明し、意見交換をしたのちに、出席された皆さんがこの変更案でいきたいということで意見がまとまったものであります。

4の今後の進め方ですが、漁業者だけでなく一般の遊漁者の方にも関係する内容となりますので、意見公募を県のホームページで行ったうえで、進めていきたいと考えています。

また、委員会指示の発動にあたっては、定置漁業者から委員会指示設定の申請をいただいた上で手続きを進めますので、今回の変更案で希望するどうか定置漁業者の意向を集約いたします。

その後、漁業権の一斉切り替えに係る免許の適格性の審議が行う8月の委員会で当該委員会指示の発動を審議いただければと考えております。以上で説明を終わります。

ただ今の説明について、ご意見、ご質問はございませんか。

木下会長

小笠原委員

県定置に説明し、県定置、現場が納得しているのであれば仕方ないですが、(1)の著しく支障の「著しく支障」の解釈ですが、私が現役でやっていた20年位前、定置の垣網の前、端口、魚道でアミエビを撒くのはどうですかと、それは著しく支障を及ぶとは言えないという回答でした。この著しくという判断はどのようなものをもって著しくと判断するのか。資料に三重県がありました。現役のときに三重県の情報調べまして、保護区域は三重県に準じる形でやってもらいたいという話をしていたんです。定置は30トン50トンを獲得の日もあれば、100キロ、200キロ獲得日

浜渦課長

もあるんで、端口前面で100キロ獲った。これは著しくないとはいきれんんじゃないかと思うんです。その解釈を。

過去に県がどういった答弁をしたかは、我々現状では十分把握できておりません。今この表現をみてもどう判断するのかと言われても、現場現場での判断としか言いようがないところでございます。

今回、昨年度の意見交換を受けて、どういう制限をかけていくかということ、実効性があり、遊漁者の方にもわかりやすい表現を追加していくのがいいであろうということで、山形県を参考に2番目の制限をかけていこうと考えております。著しく支障をおよぼすというのはどういうことかというのは中々線引きが難しく、個別個別の判断をしていくしかないですけど、少なくとも2番目を追加することで、わかりやすく、県としても指導しやすくなりますので、1番より2番を使って指導をしていくという形にもっていきたいと考えています。すいません。答えになっていませんが、現状答えられるのはこのようなこととなります。

小笠原委員

過去には東部では裁判沙汰になるような事例もございました。保護区域で漁業している方には丁寧にお断りをして、出て行ってもらう、漁業を止めてもらうしかないといった解釈でしたよね。

畠中委員

20年ほど前と思いますが、地名を言いますが、椎名の大敷で遊漁船とのトラブルがありまして、裁判になったやろう。

小笠原委員

裁判になったか、ならなかったか。ただ、椎名の場合は、株主、組合員が起こしたものであると。こういうところに問題提起する前に地元で話をつけなさいということになっていました。

畠中委員

そのときの県の担当者の説明では、網の中の魚さえ釣らなければ、側にかかって釣っても違反じゃないと、そういう答弁をしていました。私が県定置の会長であるときに、そういった回答を受けました。

あと県に考えてもらわなければいけないのは新漁場のとき。伊田の大敷、水野さんが開業するというときに県の説明では、この会で私が、前面後面の保護区域を設定しなければならないと質問したが、そのときの県の担当は、前面後面で底びき業者が操業しても差し支えないと、水野さんに確認済みなので、保護区域の設定に関することは解決済みであるという説明でした。議事録を見たらわかります。しかし、当時水野さんは保護区域がどのような意味を持つのか大事さをわかっていなかったが、経営して初めて保護区域の大事さがわかったのではないかと。

県は水揚げを上げるのには網を設置するのが重要で、保護区域の説明が十分でなかったのではないかと。今になっては水野さんは保護区域を設定してもらいたいということを言っています。そのときの担当者の名前を言います。中田君です。そのときの議事録をみていただければわかると思いますが、水野さんが保護区域の設定は必要ないということやから本人が保護区域を必要としないのであれば問題視しないという考えでしたが。定置の前面後面で底びきをやってもいいと水野さんの同意を得て、ということをしていました。

浜渦課長

今、水野さんのところの定置の保護区域をみますと、保護区域の設定はされております。ただ、機船船びき網漁業の操業は除く形で、おそらくそういう形で地元で調整されて設定していると理解しております。

畠中委員

その点、保護区域を設定しても、機船の底びきが自由に操業できるのであれば意味がないのではないですか。素人が敷設する際には、県は正しい説明をしなければいけないのではないですか。

浜渦課長

今回、委員会指示を見直すことについても、定置の総会で一定説明をしてやっておりますし、申請を受け付ける際にも説明や調整をするような形で取り組んでいきたいと考えています。

畠中委員

現在の組合長と県が話し合っただけで決めたことであればいいでしょうけど、定置は動かない漁法ですから、保護区域はちゃんと守ってもらいたいと思います。

浜渦課長

ただ、保護区域は変更案の1にありますとおり、全ての漁業を規制するという訳ではなく、自由漁業や釣り漁業などはできる。その他の漁業を全て排除できるものではなく、こういった行為については制限をかける。そこはご理解いただきたいと思います。

浦尻委員

十分に考えた中で一番いい方法をとったらいいと思う。黒牧では遊漁船は1マイルは入れないようになっている。定置漁業権があるとすると、それより保護区域を広くとるということはできるやろう。

浜渦課長

保護区域は、免許区域を含めてかなり広くとっている。

蔭山委員

私の記憶があまりはつきりしていないけど、伊田の定置はやめていた。ないときに、底びきやパッチが操業区域になっていて、新たに漁業権を免

許するときに、地域の人と話し合いをして、私たちは漁業させてねということ  
ことで了解を得て、新たな漁業権を免許した可能性があるんですよ。

そうらしいです。

畠中委員

蔭山委員

地域の最初の条件がそうであればお互い守らないと。そもそもそういう  
同意でやっているのに、もう来たらいかんとなれば、最初に同意した人は  
へそを曲げる。新たにやる際にはどういう経過があったかというのを確認  
すればいいと思います。何がなんでも駄目という訳ではなく、地域の協議、  
同意事項を再確認すればいい。

畠中委員

詳しい経緯は知りませんが、県が遊休漁場を活用せないかんということ  
で、水野さんにどうした説明をしたか知りませんが、私がこの会で質問し  
たときには、私が、定置なので前面後面に保護区域を設定するのではない  
のかと質問したときに、県の回答は水野さんが底引きの操業を認める・・・

蔭山委員

バッチ

浜渦課長

バッチです。

西山副部長

バッチの操業を除くという保護区域の設定になっています。バッチです  
とチリメンジャコなので定置の漁獲物とは競合しないと、蔭山委員がおっ  
しゃったように、バッチが盛んな地域ですので、地元の漁業者にも配慮し  
ているものと思料いたしますが、畠中委員の指摘のとおり、我々の物の言  
い方で誤解が生じることがあってはいけませんし、基本的に漁業権の免許  
も保護区域の設定も地域で話し合われて、お互いが納得した上でなされ  
ると我々思っておりますので、もう一度十分説明して地域で合意がとれて  
いるか、話し合いがされているか確認して進めたいと考えております。

畠中委員

ぜひお願いします。

木下会長

他にございませんか。

浦尻委員

海区漁業調整委員3名が辞任されました。先日、漁協にも公募の案内が  
来てましたので、県として今後こういう形で対応していきますよという説  
明をお願いしたい。

現在、公募を行っております、これまでも漁業法改正以降、委員の選

浜渦課長

任基準を作っております。そこでは、県内の漁協が加入しております高知県漁連、その推薦があった場合に点数が高くなるという基準となっております。前回の委員の選任の際にも県漁連から推薦をいただいて、県内の東、中、西で3名ずつという形で、漁業法でも地域のバランス、漁業種類のバランスを考慮して委員を選任することと位置づけられていますので、そうした形で調整をして推薦をいただいたという経緯がございます。今回、辞任した3名の委員は、全て中央地区ということで、漁連に対して中央地区で3名を推薦いただきたいということで、申し入れしているところですが、今のところ、委員を推薦するのは難しいということで、漁連から回答をいただいております。今後どうするのかということ、今、検討しているところでございます。

浦尻委員

漁連が3海区、3名ずつ推薦してきて9名が選出されたのは間違いない事実ですので、漁連に投げかけたが、漁連が対応できていない、中央の海区で中々3名出せないとなると、そうすると他のところから3名を確保することになると思うが、そこは十分に気をつけてやらないと、順番が合っていないとか、海区海区がありますので、県も考慮して、推薦はいると思いますので、気をつけて一つ一つクリアしながら決定していただきたい。

浜渦課長

漁連とは逐一情報共有し、説明をしながら丁寧に進めてまいります。

木下会長

他にないようですので報告事項を終わります。

それでは、第22回高知海区漁業調整委員会を閉会します。

本書は、公聴会及び第22期第22回高知海区漁業調整委員会の議事録に相違ありません。

議 長 木下 清 \_\_\_\_\_

議事録署名委員 浦尻 和伸 \_\_\_\_\_

議事録署名委員 川竹 佳子 \_\_\_\_\_